

食安発第0624002号
平成21年6月24日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

動物用医薬品クレンブテロールに係る試験法について

動物用医薬品クレンブテロールの試験法については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）により規定しているところであるが、今般、牛肉及び豚肉並びにその加工品について当該試験法に基づき試験を行ったところ、ピークの形状が悪く、また十分な回収率が得られない等の場合があることが確認された。

本事例については、最終試験溶液の溶解溶媒又は分析条件（移動相組成及びグラジエント条件）を変更することにより改善される可能性があることが判明した。これらの変更は、試験法の本質的な性能に大きく影響するものではないと考えられることから告示試験法の範疇と解し、下記の評価を行った上で変更した方法を用いて試験を実施することは差し支えないこととするのでご了解おき願いたい。

また、関係者への周知方よろしく願います。

記

動物用医薬品クレンブテロールの試験に当たっては、当分の間、上述の変更を行う場合には、平成19年11月15日付け食安発第1115001号別添「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に準じて選択性及び回収率を評価し、必要であると判断される場合は併行精度を評価されたいこと。また、基準値が定量限界と一致している場合あるいは残留基準値が「不検出」である場合には、定量限界の評価も実施されたいこと。